

【表紙】

| | |
|---|--|
| 【提出書類】 | 有価証券届出書の訂正届出書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 2024年8月27日 |
| 【発行者名】 | ブラックロック・ジャパン株式会社 |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 有田 浩之 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都千代田区丸の内一丁目8番3号 |
| 【事務連絡者氏名】 | 坂井 瑛美 |
| 【電話番号】 | 03-6703-7940 |
| 【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 | iシェアーズ・コア 日本国債 ETF |
| 【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】 | 10兆円を上限とします。 |
| 【縦覧に供する場所】 | 名 称 株式会社東京証券取引所 (所在地 東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

(注) 本書において文中および表中の数字は四捨五入された数値として表示されている場合があり、従って合計として表示された数字はかかる数値の総和と必ずしも一致するとは限りません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2024年4月11日付をもって提出した有価証券届出書について、設定解約の申込締切時刻を変更することに伴い、関係事項を下記の通り訂正するものです。

2【訂正の内容】

<訂正前>および<訂正後>に記載している下線部_____は訂正部分を示します。

第一部【証券情報】

（4）【発行（売出）価格】

<訂正前>

（省略）

購入受付日の午後12時30分までに、購入受付が行われかつ当該購入受付にかかる指定参加者^{*}所定の事務手続きが完了したものを当該購入受付日の受付分とします。

*「指定参加者」とは、委託会社が、受益権の購入および換金を行う者として指定した第一種金融商品取引業者とします。

（省略）

<訂正後>

（省略）

購入受付日の午後12時30分から午後3時までの間で委託会社が別に定める時刻までに、購入受付が行われかつ当該購入受付にかかる指定参加者^{*}所定の事務手続きが完了したものを当該購入受付日の受付分とします。

*「指定参加者」とは、委託会社が、受益権の購入および換金を行う者として指定した第一種金融商品取引業者とします。

（省略）

第二部【ファンド情報】

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(2) 受益権の購入の受付

<訂正前>

委託会社は、購入受付日の午後12時30分までに指定参加者所定の事務手続きが完了したものを申込受付分とします。ただし、指定参加者および取得申込者が、委託会社が指定する時刻までに委託会社に取り消しの申出を行い、委託会社が承認する場合は、委託会社が受け付けた購入申込を取り消すことができます。

<訂正後>

委託会社は、購入受付日の午後12時30分から午後3時までの間で委託会社が別に定める時刻までに指定参加者所定の事務手続きが完了したものを申込受付分とします。ただし、指定参加者および取得申込者が、委託会社が指定する時刻までに委託会社に取り消しの申出を行い、委託会社が承認する場合は、委託会社が受け付けた購入申込を取り消すことができます。

2【換金（解約）手続等】

<訂正前>

(1) 換金の申込と受付

申込期間中の毎営業日に、指定参加者に受益権の換金を申込むことができます。指定参加者については、下記の照会先までお問い合わせください。換金の申込の受付は、午後12時30分までとなっております。ただし、受付時間は指定参加者によって異なることがあります。詳細は指定参加者にお問い合わせください。受付時間を過ぎての換金の申込は翌営業日のお取扱いとします。

（省略）

(2)～(7) （省略）

(8) 受益権の買取

指定参加者は、受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になった場合で、投資者の請求があるときは、買取請求受付日の午後12時30分までに受付けたものを当日の申込として、その受益権を買取ります。買取の請求は、信託終了日の3営業日前までとします。

（以下省略）

<訂正後>

(1) 換金の申込と受付

申込期間中の毎営業日に、指定参加者に受益権の換金を申込むことができます。指定参加者については、下記の照会先までお問い合わせください。換金の申込の受付は、午後12時30分から午後3時までの間で委託会社が別に定める時刻までとなっております。ただし、受付時間は指定参加者によって異なることがあります。詳細は指定参加者にお問い合わせください。受付時間を過ぎての換金の申込は翌営業日のお取扱いとします。

（省略）

(2)～(7) （省略）

(8) 受益権の買取

指定参加者は、受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になった場合で、投資者の請求があるときは、買取請求受付日の午後12時30分から午後3時までの間で委託会社が別に定める時刻までに受付けたものを当日の申込として、その受益権を買取ります。買取の請求は、信託終了日の3営業日前までとします。